
平成28年7月21日 部長会議

開催日時	平成28年7月21日(木) 午後1時30分から午後2時20分まで
開催場所	庁議室
出席者	副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営改革・草津未来研究所担当)、危機管理監、総務部長(兼法令遵守監)、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健康福祉政策担当)、子ども家庭部長、都市計画部長、都市計画部理事(都市開発担当)、都市計画部理事(都市再生担当)、建設部長、上下水道部長、政策監、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、代理:議会事務局次長
欠席者	市長、監査委員事務局長
議事概要	下記のとおり

1. 審議事項

(1) (仮称)草津市文化振興条例の制定にかかる方針について【資料:審1-1・2】

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・(仮称)草津市文化振興条例に規定すべき事項について、教育委員会の附属機関として設置する草津市文化振興審議会に諮問するため、制定方針の案について議論を行いたい。
- ・本条例は、平成13年に施行された文化芸術振興基本法に基づく条例として位置付けるものであり、平成29年7月1日の施行を予定している。本条例の実効性を担保するために、5カ年の実行計画として(仮称)草津市文化振興計画(平成30年から平成34年予定)を平成29年度末に策定する予定である。計画に掲げる各種施策については、第5次草津市総合計画や草津市教育振興基本計画等の関連計画と整合性を保ちながら取り組む予定である。
- ・条例の内容については、主な項目(案)としては、①目的、②定義、③基本理念、④主体毎の役割、⑤振興計画、⑥文化振興施策、⑦審議会の設置、の7つである。②では「文化」の定義を規定する。法による施策の範囲を基本としながら、本市の活動や資源を検証しながら独自性についても検討する。⑥では人材育成や情報発信など具体的な施策の方向性を基本施策として規定し、本市の特性に着目した草津市らしさを盛り込む。
- ・文化振興審議会については、担当事務として、本条例に規定すべき事項の検討や計画の策定および推進、その他の文化振興に関し必要な事項についての調査・審議を行うこととし、審議会の委員構成は、①学識経験を有する者、②関係する団体から選出された者、③公募市民、④その他教育委員会が必要と認める者 からなる(定員15名以内)。
- ・合意形成のプロセスとしては、①審議会への諮問、②パブリックコメントの実施、③庁内会議(副部長会議、部長会議)の開催、④議会への報告、⑤教育委員会、社会教育委員会議への報告、⑥関係団体(21世紀文化芸術推進協議会等)への意見聴取を予定している。
- ・8月23日に第1回審議会を開催し、計5回開催予定。第4回目で答申をいただくスケジュールとしている。
- ・平成29年6月議会で条例案を提出し、7月1日の施行を予定している。
- ・条例施行後の振興計画の策定に向けて、基礎調査を今年度実施する。3千人規模のニーズ調査、文化団体へのヒアリング、児童生徒への意識調査、地域資源の把握を目的としたまちづくり協議会等地域へ

の調査を行う予定である。

【主な質疑・意見】

- ・資料(審1-1)の「条例の位置づけ」で、スポーツ基本法と草津市スポーツ推進計画が挙げられているが、条例と関連があるのか。
- 文化芸術振興基本法では、スポーツは文化に含まれていない。市条例でも、スポーツは文化に含まない。
- ・文化芸術に関するこれまでの本市の取り組み経過をまとめ、審議会の委員に知っていただくほうがよいのではないか。
- 本市の取り組み経過を整理し、第1回審議会で資料提供する。
- ・基礎調査で、まちづくり協議会への調査を実施されるときは、事前にまちづくり協働課と協議してほしい。
- 承知した。

【結論】

- ・審議了とする。

(2)草津市介護予防・日常生活支援総合事業(案)について(パブリックコメント実施)

【資料:審2-1~4】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

- ・介護保険制度の改正に伴い、すべての市町村は、平成29年4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」を実施することとなった。本市での総合事業を実施するにあたり、事業実施の考え方やサービスメニュー、基準等を取りまとめた事業実施内容(案)を作成したので、市民の意見を参考にするためパブリックコメントを実施する。
- ・今後、文教厚生常任委員会協議会に報告した後、平成28年9月1日から平成28年9月30日までの期間にパブリックコメントを実施する。

【主な質疑・意見】

- ・事業者の参入意向は事前に把握できるのか。参入しようとしている事業者はいるのか。
- 10月に事業者への意向確認を行う。市としても、4月の事業開始に向けて意向を把握しておく必要があると考えている。7月20日に開催した事業者説明会でも、参入意向を示す事業所がおられた。事業所に参入いただけるよう意向を確認していく。
- ・要支援の方に対するサービスから、訪問介護と通所介護が総合事業に移行するとはどういうことか。
- これまで全国共通のサービスとして実施されていたが、今後は市事業として実施することになる。移行に伴って、事業者は改めて募集する。

【結論】

- ・審議了とする。

(3)滋賀県市長会による県要望にかかる要望事項の選定について【資料:審3-1-2】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・先に取りまとめた平成28年度国・県要望のなかから、県市長会要望の要件を満たすものを候補としてまとめている。この中から新規要望を3件以内で選定するとともに、継続要望について昨年度の県市長会要望事項の修正・削除の有無を確認したい。
- ・要望事項選定にあたって、①県内各市の共通事項であり、特に県市長会として重点的に要望しなければならず、かつ、②県補助制度の拡充・強化や、県制度・政策の創設や改善などを提案する重要事項であることが要件となる。
- ・国施策に関する要望事項については、原則として県市長会要望の対象とはされず、平成29年1月頃に照会予定である近畿市長会要望での要望事項として整理する。
- ・選定いただいた要望事項について、担当課に要望書作成を依頼する。企画調整課への提出期限は7月26日とするので、作成をお願いしたい。
- ・新規要望については、総合政策部の案として県市長会要望への原部希望があり、要件に該当する「琵琶湖保全再生計画の早期策定および実施と計画に基づく事業の財源確保について」に加え、原部希望はないが、国・県要望で重点要望としている「特別支援教育コーディネーターの専任配置について」と「ICT支援員による学校ICT化のサポート体制整備について」の計3件を考えているが、意見をお聴きしたい。

【主な質疑・意見】

- ・要望事項候補には、国に対する要望内容を含むものもある。県市長会要望の要望書を作成するときは、国に対する要望は削除し、県のみに対する要望内容に修正するというだけでよいか。
→そのようにお願いしたい。
- ・「後期高齢者医療の安定化に向けた支援について」については、昨年度からの状況変化等によって要望すべきか判断したい。

【結論】

- ・審議了とする。
- ・新規要望は、次の3項目とする。
 1. 琵琶湖保全再生計画の早期策定および実施と計画に基づく事業の財源確保について
 2. 特別支援教育コーディネーターの専任配置について
 3. ICT支援員による学校ICT化のサポート体制整備について
- ・継続要望について、「滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金の拡充について」は、今年度の国・県要望に挙げていないので要望しない。「後期高齢者医療の安定化に向けた支援について」は状況を確認のうえ、必要であれば継続要望する。その他の昨年度の全要望事項は、今年度も継続して要望することとする。

3. その他

【総務部より】

- ・国の20兆円規模の経済対策が8月初旬に閣議決定される見通しである。
- ・公文書を作成するときはできるだけ平易な言葉を使用し、相手方が理解しやすい内容となるように心掛

けてほしい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整グループ

電話 077-561-2320

ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp